

(様式1)

所コ推第139号  
平成22年3月29日



所沢市監査委員	阿	部	武	志	
同	小	野	民	夫	様
同	小	川	京	子	
同	中	村		太	

所沢市長 当摩 好子

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成22年2月18日付け所監第100号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

## 監査の結果に基づく措置

部・課名 等	市民経済部交通安全課
<p>〔監査結果（指摘事項）の内容〕</p> <p>現金取扱員領収印の紛失については、所沢市会計規則及び所沢市公印規程に則り、適正に処理するとともに管理体制を検証し、再発防止に向けて厳正に対処されたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>今後は管理者が日々個数を確認し、施錠をする体制に改め、使用と保管には十分注意を払い、徹底することにいたします。</p>	